

吉田西小学校いじめ防止基本方針

「吉田西小学校いじめ防止基本方針」の骨子

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 未然防止の取り組み
- 4 早期発見の取り組み
- 5 いじめへの対処
- 6 その他の留意事項
- 7 いじめ防止指導計画の作成

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうることであり、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを許さない学級づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針及び改訂を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

[策定の目的]

本校におけるいじめの根絶に向けて、児童の尊厳を保持するとともに、学校・家庭・地域・市その他関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本的な方針を示すものとして「吉田西小学校いじめ防止基本方針」を定める。なお、学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、文部科学大臣、県、市の定めたいじめ防止等のための基本的な方針を参酌(いじめ防止対策推進法第13条)するとともに、本校の実情を踏まえたものとした。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、未然防止・早期発見・早期対応の取り組みを的確に行うことが必要である。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
- ② いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な様態がある。けんかやふざけ合いもいじめに結びつくことを留意する。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
いじめを受けた児童の立場に立つことが重要である。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。「解消」と判断するためには、いじめに係る行為が止んでいることと被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要素を満たしていることとする。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

(1) いじめ防止対策推進委員会

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下の「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(2) いじめ防止対策推進委員会の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭とする。

(3) いじめ防止対策推進委員会の役割

- ① いじめの未然防止、早期発見に関する措置を行う。
- ② いじめの疑いのある事案に関する情報収集・共有を行う。
- ③ いじめ事案に早期対応し、進捗状況を共有する。
- ④ いじめに関わる共通理解・研修を行う。

- (4) 定例のいじめ防止対策推進委員会は各学期に一回程度開催する。
校長の要請により必要に応じ臨時の委員会を開催することができる。

3 未然防止の取り組み

- (1) 学級経営の充実
- ① いじめアンケート（友達アンケート）や Hyper Q-U の結果を生かしたり，児童面談を実施したりして，児童と学級の実態をより正確に把握し，より良い学級経営（児童の自己肯定感の向上）に努める。
 - ② 障害を持つ児童や配慮を要する児童も含め，全員が居場所ある学級をつくる。
- (2) 道徳教育の充実
- ① 道徳の授業を通して，児童の自己肯定感を高める。
 - ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し，人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 相談体制の整備
- ① Hyper Q-U 検査結果の考察（学級集団の状況，学級の成果と問題点，教師の観察との共通点及び相違点など）により，具体的な改善方法を実践する。
 - ② 年3回のいじめアンケート（友達アンケート）実施後に，必要に応じて学級担任による児童面談を行い，児童一人一人の理解に努める。
 - ③ 全教職員による教育相談体制により，児童がいじめを訴えやすい環境をつくる。
- (4) 児童会活動との連携
- ① いじめ防止等について，児童の主体的かつ積極的な参加を促進する。
 - ② 縦割り班活動等で協力・協調を学習し，人とより良く関わる力を身に付ける。
- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
- ① 全校児童の携帯電話・インターネット利用等に関する現状把握に努めるとともに，総合的な学習等で計画的に情報モラル教育を行う。
 - ② この問題は，家庭との連携が重要であることから，PTA活動を通じた啓発活動等を行う。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
- 近隣の小中学校や保育所・幼稚園等と情報交換や交流学习を行う。
- (7) 特に配慮が必要な児童への適切な配慮や指導
- 以下に示す児童を含め，特に配慮が必要な児童については，日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

- ① 発達障害を含む障害のある児童
- ② 海外から帰国した児童や外国人，外国にルーツを持つ児童
- ③ 性同一障害や性的嗜好・性自認に係る児童
- ④ 東日本大震災等に被災したり，原子力発電所事故で避難している児童

4 早期発見の取り組み

いじめは，早期発見が早期解決につながる。早期発見のために，日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで起きており，潜在化しやすいことを認識する必要がある。生徒達の些細な言動から，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，実態把握に取り組む。

また，児童に関わることを教職員間で共有し，保護者とも連携して情報収集に努める。

早期発見のための手立て

- (1) アンケート調査（友達アンケート）や Hyper Q-U の結果
- (2) 生活ノートや日記からの読み取り
- (3) 教育相談や個人面談
- (4) 教職員の業務の見直しを行い，教育相談を確保
- (5) 日々の観察
- (6) 保健室での様子
- (7) 本人からの相談
- (8) 周りの友達からの相談
- (9) 保護者からの相談
- (10) 地域の方からの情報

5 いじめへの対処

- (1) 報告・連絡・相談

いじめの兆候を発見したり，いじめについて相談を受けた場合は，速やかに管理職に報告し，事実の有無を確認する。

- (2) 対応の協議

いじめの事実が確認された場合は，いじめ防止対策推進委員会を開き，対応を協議する。

(3) いじめに対する対応・措置

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) 別室等における学習

いじめを受けた児童が、安心して教育を受けるために必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 保護者との連携

いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 関係機関との連携

インターネットを介して行われたいじめや犯罪行為として取り扱うべきいじめ等、重大ないじめについては、教育委員会及び警察署等関係機関と連携して対処する。

(7) いじめ解消までの観察

以下の 2 つの要件が満たされているかどうか日常的に観察し、いじめ防止対策推進委員会に報告、確認する。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月は継続していると確認されていること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを被害児童及びその保護者に面接等で確認されていること

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止対策推進委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) 重大事態への対応

① 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき（「いじめ防止対策推進法」より）

② 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した場合には、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方法を検討する。
- ウ 市教育委員会の指導のもと、いじめ防止対策推進委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、共通理解のもと対応する。

調査をしないままいじめの重大事態でないと断言しない。調査を行う組織を平時から設置し、学校や教育委員会が適切に対処していく。組織のメンバーは学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭とする。

(3) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(4) 校務の効率化

児童と向き合う時間を確保する。

(5) 学校評価

評価を行い、結果をその後に生かす。

(6) 地域や家庭との連携

家庭、地域社会など全ての関係者が連携して取り組む。

令和4年4月 改定

吉田西小いじめ防止指導計画

- いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的・計画的に取り組む。
- 年度当初に指導計画を確認しあうとともに、組織体制を整える。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議		いじめ対策委員会① ・組織づくり ・配慮児童情報交換	PTA総会で啓発	いじめ対策委員会② ・QU①等結果分析 ・		校内研修 ・特別支援教育研修 ・	いじめ対策委員会③ ・配慮児童情報交換 ・
				研修所主催 QU研修会への参加			
防止対策		【日常】●学級づくり・人間関係づくり ●情報モラル ●人権学習・法律学習					
		【事案発生時】●緊急対応会議の開催。対応チームの設置。					
早期発見			Hyper-QU検査①				
			友だちアンケート①				
		職員会議での定期的な情報交換					
行事			たてわり班開き	全校なわとび	全校なわとび		運動会
	1年		[生活]学校たんけん	[生活]サイン集め			
			はやとのゴール【親切、思いやり】	みらいくんのえ【公正、公平、社会正義】			だれも見えていない【善悪の判断、自律、自由と責任】
			春の遠足				
	2年		[生活]学校あんない	[生活]町たんけん			
		きれいな羽 【友情、信頼】	およげないりすさん【公正、公平、社会正義】		雨上がり【善悪の判断、自律、自由と責任】		水の広場【善悪の判断、自律、自由と責任】
			春の遠足				
	3年	[音楽]友だち	[社会]校区たんけん				
		貝がら【友情、信頼】		あと、ひと言【善悪の判断、自律、自由と責任】			
			春の遠足				秋の遠足
	4年						
				心の信号機【親切、思いやり】泣いた赤おに【友情・信頼】	友だちが泣いている【善悪の判断、自律、自由と責任】		温かい言葉【親切、思いやり】
			春の遠足	郷土学習			
	5年	[音楽]ビリーブ					
				いじめをなくすために【公正、公正、社会正義】言葉のおくりもの【友情、信頼】			
				林間学校			
	6年	[音楽]つばさをください					
			ひとみと厚【友情、信頼】	移動教室の夜【善悪の判断、自律、自由と責任】			ロレンゾの友達【友情、信頼】
			修学旅行 たてわり班顔合わせ				

吉田西小いじめ防止指導計画

- いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的・計画的に取り組む。
- 年度当初に指導計画を確認しあうとともに、組織体制を整える。

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		いじめ対策委員会④ ・QU②等結果分析 ・	個別懇談で啓発				いじめ対策委員会⑤ ・いじめ調査集約 ・配慮児童情報交換
		研修所主催 QU研修会への参加					
防止対策		【日常】●学級づくり・人間関係づくり ●情報モラル ●人権学習・法律学習					
		【事案発生時】●緊急対応会議の開催。対応チームの設置。					
早期発見		Hyper-QU検査②	Hyper-QU検査①				
		友だちアンケート②	友だちアンケート①				
		職員会議での定期的な情報交換					
行事			ロング集会			6年生を送る会	
	1年		[生活]さつまいもパーティー				
			くりのみ【友情、信頼】	はしの上のおおかみ【親切、思いやり】		ないちゃった【親切、思いやり】	二わの小鳥【友情、信頼】
		秋の遠足					
	2年		[生活]ポップコーンパーティー・秋まつり				
		竹馬とーりん車【友情、信頼】		つくえふき【公正、公平、社会正義】		公園のおにごっこ【思いやり、親切】	
		秋の遠足					
	3年						
			ぼかばか言葉【親切、思いやり】絵葉書と切手【友情、信頼】		言い出せなくて【善悪の判断、自律、自由と責任】		
			郷土学習				
	4年						
			クラスたいこう全員リレー【善悪の判断、自律、自由と責任】			心と心のあく手【親切、思いやり】	いのりの手【友情・信頼】
		秋の遠足 富士山音楽祭				二分の一人成式	
	5年						
			友のしょう像画【友情、信頼】	UDって何だろう【親切、思いやり】	くずれ落ちたダンボール【親切、思いやり】	すれちがい【相互理解】	
		秋の遠足	児童会役員選挙の取組				
	6年						
			会話のゆくえ【善悪の判断、自律、自由と責任】	ブランコ乗りとピエロ【相互理解、寛容】	最後のおくり物【親切、思いやり】	差し出し続けた大きな手【相互理解、寛容】	
							卒業証書授与式